

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 内閣官房

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	74.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.6%
全職員	65.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	95.1%
本省課室長相当職	94.9%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	94.9%
係長相当職	86.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.2%
31～35年	82.5%
26～30年	91.6%
21～25年	99.3%
16～20年	88.7%
11～15年	88.4%
6～10年	86.1%
1～5年	77.9%

【説明欄】

給与の男女の差異が生じる要因として、

- ・ 相対的に勤務年数が長く、賃金水準が高い幹部職員に各省庁からの男性出向者が多いこと
- ・ 女性職員に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（非常勤職員等）の割合が男性に比して高いこと
- ・ 「扶養手当」や「住居手当」といった手当を世帯主や住居の契約者として男性職員が受給する機会が多いこと

等が考えられる。

職員数について、月の途中での出向・休職・退職等がみられる実態に鑑み、原則として、勤務日数に応じて人数換算して算出した（例えば、所定勤務日数 22 日のうち 11 日勤務している月は 0.5 人換算）。ただし、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の職員数については、非常勤職員及び期間業務職員は、給与支給があった月は所定勤務日数の勤務をしたものとみなし、1 人換算として計算している。

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
 - ・「指定職相当」：一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
 - ・「本省課室長相当職」：一般職給与法の行政職俸給表(一) 7 級から 10 級相当職の職員
 - ・「地方機関課長・本省課長補佐相当職」：一般職給与法の行政職俸給表(一) 5 級及び 6 級相当職の職員
 - ・「係長相当職」：一般職給与法の行政職俸給表(一) 3 級及び 4 級相当職の職員
 - ・一般職給与法の指定職俸給表や行政職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員については、「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について」（昭和 27 年蔵計第 922 号大蔵省主計局長通牒）別表第 1 及び第 2 等に基づき、一般職給与法の行政職俸給表(一)の各級に相当する級・号俸により、各役職段階に区分
-
- * 勤続年数は、国の機関における採用年度（他省庁で採用され内閣官房に出向している職員については、当該他省庁で採用された年度）を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。